

## 令和 6 年度知的障害者等居宅介護職員養成研修事業委託仕様書

## 1 委託業務名

令和 6 年度知的障害者等居宅介護職員養成研修事業委託

## 2 概要

障害のある人等の居宅介護職員資格の取得を支援し、一般就労の促進及び福祉サービスの担い手としての可能性を拡大するため、知的障害者等居宅介護職員養成研修事業を実施する。

## 3 履行期間

契約の日から令和 7 年 3 月 17 日まで

## 4 契約限度額

9,000,000 円（税込み）

## 5 委託業務の内容

静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱及び静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要領に基づき、以下のとおり実施すること。

## (1) 実施する研修

居宅介護職員初任者研修

## (2) 委託業務の内容

- ・講義、演習等研修、修了試験の実務に係る事務を実施すること。
- ・研修会場を実施地区ごとに確保すること。
- ・講師等の選定を行うこと。
- ・受講生の募集に係る事務を行うこと。

## (3) 研修時間

195 時間及び修了試験 1 時間（詳細は別紙 1 - 1 のとおり）

## (4) 研修実施地区及び回数

県内 5 地区（伊豆・東部・中部・中東遠・西部）各 1 回

## (5) 受講者数

各地区 10 名程度とすること。

## (6) その他

- ・個人情報保護については、個人情報取扱特記事項（別紙 1 - 2）を最低基準とすること。
- ・その他本事業に必要な連絡調整を行うこと。

## 6 その他

- (1) 本事業は、県の委託事業として行うため、本事業で制作された成果物及び著作権等は原則として静岡県に帰属するものとし、その詳細については県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。
- (2) 委託業務の遂行に当たり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (3) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。
- (5) 委託費により取得した動産（取得価格が 1 品 100,000 円以上のもの及びパーソナルコンピュータ）については、事業終了後、県に引き渡すものとする。